

吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針

制定 平成12年3月8日
最近改正 令和7年4月1日

1 目的

この指針は、審議会等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、公正を確保するとともに、透明性の向上を図り、あわせて吹田市自治基本条例（平成18年吹田市条例第34号）の趣旨を踏まえ、市民の市政への参画の推進に寄与することを目的とする。

2 定義

この指針において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について調停、審査、審議、調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市長や教育委員会等（以下「市長等」という。）の下に設置された附属機関
- (2) 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について意見又は助言等を聴取するため、要領等により市に設置された懇談会

3 審議会等の設置

審議会等を新たに設置しようとするときは、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 法律により設置が義務付けられているものを除き、既存の審議会等の活用、その他行政手段により目的が達成できないか十分検討すること。
- (2) 審議会等を設置する際は、事前に行政経営部企画財政室と協議すること。
- (3) 懇談会については、附属機関との誤解を生じることがないように、次に掲げる事項に留意すること。

ア 所掌事項について、調査、審議等を行い、組織体として意見を集約して市長等へ答申等を行うものとししないこと。

イ 定足数、議決方法を定めないこと。

ウ 法令等に定めのあるものを除き、原則として審査会、審議会、調査会又は委員会の名称を用いないこととし、懇談会、研究会、会議等の名称を用いること。

4 審議会等の統廃合

既に設置されている審議会等について、次に掲げる基準に該当する場合は、廃

止又は統合を検討する。

(1) 廃止基準

ア 設置の必要性が低下しているもの。

イ 設置の目的が達成されたもの。

(2) 統合基準

ア 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と類似し、又は重複しているもの。

イ 統合により効率的な審議等が可能となるもの。

5 委員の選任

審議会等の委員の選任は、当該審議会等の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的を踏まえ、広く各界各層から選任することとし、次の事項に留意する。

(1) 委員数は、審議会等の効率的な運営の確保を図ることができる適正な人数とすること。

(2) 公募による委員（以下「公募委員」という。）を積極的に選任し、市民が参画する機会の保障に努めなければならない。

ただし、次に掲げる審議会等で、会議の運営に支障があると認められる場合は公募しないことができる。

ア 行政処分に関する事項を取り扱う審議会等

イ その他公募が適当でないと認められる審議会等

(3) 委員の選任においては、積極的に女性の参画を進めること。

(4) 本市の職員（特別職を除く。以下同じ。）は、法令等に定めのある場合又はその他特別の事由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

(5) 同一人を多数の審議会等に選任することのないよう、委員の兼任の防止に努めること。

(6) 同一委員の在任期間が、長期に継続することのないよう、その回避に努めること。

(7) 附属機関の委員を委嘱する際は、委嘱状を交付し、懇談会の委員を選任する際は、一般文書により選任を通知すること。

6 公募委員の選任

(1) 審議会等の委員定数のうち、あらかじめ公募委員の枠の設定に努める。

(2) 公募委員に応募できる者は、原則として、任期中において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者

イ 本市の審議会等の委員となっていない者

- (3) 公募委員の募集に関し必要な情報は、市報、市ホームページその他の広報媒体の活用により、広く市民への提供を図る。
- (4) 公募委員の選任は、作文や面接等により行うこととし、選考基準を定め、公正、適正な選考を行うこと

7 委員報酬等

- (1) 附属機関の委員は非常勤の特別職職員であるため、報酬を支給するものとする。
- (2) 懇談会の委員は職員とはならないため、会議出席の謝礼を支払う場合は、報償費で支出するものとする。

8 会議の運営

- (1) 審議会等の会議は、次に掲げる事項に留意して招集する。
 - ア 附属機関の会議は、附属機関の長が招集する。
 - イ 懇談会の会議は、市長等が招集する。
- (2) 委員が参加しやすい環境を整えるため、会議の開催日時の設定や一時保育の実施等について、配慮するものとする。

9 会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開する。

- (1) 公開で行う会議は、何人も傍聴することができる。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。
 - ア 他の法令等に特別の定めがあるとき。
 - イ 吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を取り扱うとき。
 - ウ 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

10 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開で行う会議については、会場に傍聴席を設け傍聴を認める。

なお、附属機関の長又は懇談会を所管する部長は、会議を円滑に運営するため、傍聴にかかる遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めなければならない

ない。

- (2) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

Ⅰ Ⅰ 会議開催の周知

- (1) 審議会等の会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として当該会議開催日の1週間前までに公表する。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 審議会等は、必要に応じ、報道機関への情報提供やその他の広報手段により、会議の開催について周知するよう努める。

Ⅰ Ⅱ 会議録等の作成

- (1) 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録又は議事の要旨等（以下「会議録等」という。）を作成しなければならない。
- (2) 会議録等は、その写しを所定の場所で保管して市民の閲覧に供する。
- (3) 会議録等において情報公開条例第7条各号に該当する公開しないことができる情報又は公開することができない情報が記録されている場合は、審議会等は会議録等の写しからその記録を削除することができる。

Ⅰ Ⅲ その他

市長等は、市民が審議会等の運営状況について知ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。